

ご活用ください!!~地域防災力強化のための

自主防災組織に対する補助金制度~

大地震等の災害が発生した場合、国や県、市の対応(公助)だけでは限界があり、 早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身は自分 で守る(自助)とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、 お互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要です。 その「自助」「共助」の活動を推進するため、危機管理課では、自主防災組織の育 成及び活動に対する支援を行っています。

《自主防災組織防災資機材購入等補助金制度》

●藤沢市では、藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づき、市内の自主防災組織に対して、防災資機材の整備に関する補助金(最大で経費の2分の1相当額(1,000円未満切り捨て))を交付しています。本補助金制度をご利用される場合は、危機管理課までご相談ください。

対象となる防災資機材の種類の例(2024年(令和6年)4月1日現在)

	区分	防災資機材用品
	情報収集・ 受伝達用具	トランシーバー、トランジスターメガホン、 ホイッスル、安否確認
		用品(マグネットシート・タオル等)、災害対策用自転車(ノーパン
		クタイプ)、掲示板(安否確認・伝言用)
防		消火器(10型以上•街頭設置用)、街頭設置用消火器格納箱、街頭設
	初期消火用具	置用消火器薬剤詰替え、消火用バケツ、 小型可搬動カポンプー式(自
		設の防火水槽又は自然水利を用いるものに限る)
	活動識別用具	標旗、腕章、識別用ベスト
災	救出用具	はしご、バール、ジャッキ、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ス
		コップ、ノコギリ、斧、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、リ
資		ヤカー、ヘルメット、鉄線カッター、鉄パイプ、保護メガネ
機	救護用具	担架、AED一式、AED格納箱、救急セット、外傷用副木、三角巾、
		組織活動用大型テント、毛布、シート、ゴザ、車椅子
	給食給水用具	釜、ナベ、コンロ、ポリタンク、収納容器、炊き出し用具類、ろ水機
材	避難用具	照明用具、コードリール、発電機一式(ガス式の発電機も含む)、ガ
		ソリン携行缶(燃料は除く)、非常用階段避難車
	生活用具	ポータブルトイレー式、備蓄用簡易トイレ処理袋(100回分以上)
	水防用具	防雨シート、ツルハシ、かけや、くい、熊手、一輪車、排水ポンプ、
		ライフジャケット、止水板
防	5 災 施 設	収納庫・防災倉庫

(※対象となる防災資機材は、変更となることがあります。)

【防災倉庫等への名入れ等について】

防災用であることを判別するため、*自主防災組織名*で名入れを行ってください。



≪防災資機材購入等補助金のご利用の流れ≫

- ・申請に必要な書類の準備
- ・申請に必要な書類は、資機材等により異なることがありますので、申請の前にお 問い合わせください。
- 2

1

- ・必要書類の提出
- ・提出は、危機管理課及び各市民センター・公民館にて受け付けています。
- 3
- ・申請内容の審査
- ・ご申請いただいてから審査完了まで、2週間~1ヶ月程度掛かります。スケジュールに余裕を持ってご申請ください。
- 4
- ・防災資機材等の購入
- ・自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書がお手元に届きましたら、 ご申請いただいた内容のとおりに資機材等をご購入ください。
- 5
- ・必要書類の準備
- ・自主防災組織防災資機材購入等完了届、補助金の振込手続きに必要な書類をご準備ください。
- 6
- ・必要書類の提出
- ・提出は、危機管理課及び各市民センター・公民館にて受け付けています。
- $\dot{\dot{7}}$
- ・補助金の振り込み
- ・ご提出いただいた内容をもとに、指定口座へ振込をします。

※藤沢市ホームページも併せてご確認ください

≪本補助金制度ご利用の際の注意点≫

- ●<u>購入後の資機材等は対象となりません。</u>補助金の交付決定後に購入した資機材等の み対象となります。必ず資機材等の購入前に申請してください。
- ●本補助金制度の対象となる資機材は藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱で定められています。ご申請の前にご確認ください。
- ※非常食、飲料水、燃料(薪炭含む)、電池、補充用薬品、作業服·手袋·作業靴(個人の被服に類するもの)、AEDの消耗品及び修繕費、消火栓使用の用途に供するものは補助金の対象外となります。
- ●ご利用いただける補助金の限度額が定められています。限度額は危機管理課にお問い合わせいただければ、ご確認いただけます。
- ●本補助金制度については、年度ごとに先着順となっており、その年度の申請受付期 間は原則として1月31日(当日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までです。ご申 請いただいても補助金制度をご利用いただけない場合もございますので、ご了承くだ さい。
- ●本補助金制度はその年度の本市の予算額に達した時点で終了となります。

[問い合わせ先]